

社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金交付要綱

平成14年9月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、市民の福祉増進を図るため、社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び市長が公益上必要と認める障害者施設整備事業を行う者をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる社会福祉法人等及び障害者施設整備事業は、別表のとおりとする。

(補助金)

第4条 補助金は、前条に規定する障害者施設整備事業に係る経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、市長決裁の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則（平成15年4月24日決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金から適用する。

付 則（平成16年4月1日決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

付 則（平成21年10月26日副市長決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年7月2日副市長決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年4月1日部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人等が行う障害者施設整備事業に対する補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

社会福祉法人等	障 害 者 施 設 整 備 事 業
特定非営利活動法人 マム	地域生活支援事業（見守り支援型）施設「サポートチー ムマム」施設整備事業